第四条　法第二十六条の二第一項各号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、法第二十六条の三第一項に規定する電波の有効利用の程度の評価（第十条において「有効利用評価」という。）を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

一　全ての周波数帯（法第二十六条の二第一項第一号に規定する周波数帯をいう。以下同じ。）

二　総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。次条第二項第四号及び第八条において同じ。）の管轄区域

三　全国の区域

（利用状況調査の調査事項等）

第五条　免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

一　電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局（次号及び第九条において「電気通信業務用基地局等」という。）に係る利用状況調査については、次に掲げる事項

イ　無線局の数

ロ　無線局の行う無線通信の通信量

ハ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

ニ　免許人の数

ホ　無線局の目的及び用途

ヘ　無線設備の使用技術

ト　無線局の具体的な使用実態

チ　他の電気通信手段への代替可能性

リ　電波を有効利用するための計画

ヌ　使用周波数の移行計画

ル　既設電気通信業務用基地局（法第二十七条の十二第二項に規定する既設電気通信業務用基地局をいう。）が現に使用している周波数の幅

ヲ　接続・卸役務提供（法第二十七条の十二第三項第三号ロに規定する接続・卸役務提供をいう。）の状況

二　電気通信業務用基地局等以外の無線局に係る利用状況調査については、次に掲げる事項

イ　無線局の数

ロ　無線局の行う無線通信の通信量

ハ　無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況

ニ　免許人の数

ホ　無線局の目的及び用途

ヘ　無線設備の使用技術

第四条　利用状況調査は、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごと及び法第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に記載されている割り当てることが可能である周波数の範囲（以下「割当可能周波数帯」という。）ごとに行うものとする。ただし、電波の有効利用の程度の評価を効果的に行うため必要があると認められるときは、この限りでない。

［新設］

［新設］

［新設］

（利用状況調査の調査事項等）

第五条　［同上］

一　免許人の数

二　無線局の数

三　無線局の目的及び用途

四　無線設備の使用技術

五　無線局の具体的な使用実態

六　他の電気通信手段への代替可能性

七　電波を有効利用するための計画

八　使用周波数の移行計画

［新設］

［新設］